

介護職員処遇改善交付金等について

平成 24 年 3 月 高齢対策課介護保険班

平成 21 年度から実施されてきた介護職員処遇改善交付金事業については、平成 24 年 3 月サービス提供分を以って終了することとなりましたが、今後の事務手続きに係る留意すべき事項について、周知します。

各事業者においては、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

1 介護職員処遇改善交付金について

【(1) 交付金の支給について】

・国保連合会による交付金支給が行われるのは、平成24年7月支払分(平成24年5月請求分)までです。それ以降は支給が行われません。月遅れ請求や過誤調整による再請求分がある場合には、平成24年6月以降の請求分について交付金支給がされませんので注意してください。

【(2) 実績報告書の提出について】

・本交付金に係る実績報告書は、年度ごとに、最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。そのため平成23年度分及び平成24年度分の実績報告書の提出期限は次のとおりになりますので、忘れずに提出してください。

◆平成23年度分実績報告書提出期限 平成24年5月31日(木)

対象となる交付金は、平成23年4月～平成24年3月の間に支給された分です。

◆平成24年度分実績報告書提出期限 平成24年7月31日(火)

対象となる交付金は、平成24年4月～平成24年5月の間に支給された分です。

※同一年度内に2回提出することになるので、注意してください。

※金額は合算せずに分けて提出してください。

※対象事業所を休止・廃止した場合でも、受給した交付金については報告書を提出する必要があります。

※交付金余剰額が生じた場合及び介護職員の処遇改善以外の目的に使われた部分がある場合には、該当する部分について、別途県へ返還を求めることになります。

2 介護職員処遇改善加算について

【(1) 概要】

・介護職員処遇改善交付金は、平成24年4月提供サービス分から新たに「介護職員処遇改善加算」として引き継がれ、介護報酬の一部として支給されることとなります。

【(2) 要件】

・基本的には、現在の交付金制度の要件を引き継ぎます。

(詳細については、今後国から示される事務処理手順等を参照してください。)

【(3)申請の手続き】

- ・算定を受けようとする年度ごとに手続きが必要です。
- ・「介護給付費等に関する体制届出書」の提出が必要になりますので、必要な書類を添付のうえ下表のそれぞれのサービスごとの提出先に提出してください。なお、必要な書類の様式については、他の加算等に係る届出と併せて、後日ホームページに掲載する予定です。

①提出が必要な書類

- ・体制等状況一覧表
 - ・介護職員処遇改善加算届出書
 - ・介護職員処遇改善計画書
 - ・労働基準法に定める就業規則の写し
 - ・労働保険に加入していることが確認できる書類の写し
 - ・キャリアパス要件等届出書
- } 以下、「計画書添付書類」という。

※複数の事業所が受け取る交付金を一括して計画書を作成する場合には、上記に加えて事業所一覧表や都道府県状況一覧表の添付が必要になります。

※「計画書添付書類」については、前年度に提出したものと内容に変更がない場合には、省略することができます。

②提出の時期

- ・算定を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、届け出てください。

③提出先

体制届出書の提出先(従来からの体制届の提出先と同様です)

複数事業所分を一括して計画書を作成する場合でも、それぞれ事業所ごとの届出が必要です。

サービス種別	事業所所在地	体制届出書の提出先
(介護予防)訪問介護	鹿沼市・日光市	県西健康福祉センター
(介護予防)訪問入浴介護	真岡市・芳賀町・益子町	県東健康福祉センター
(介護予防)通所介護	市貝町・茂木町	
(介護予防)通所リハビリテーション	栃木市・小山市・下野市・ 上三川町・壬生町・岩舟町・野木町	県南健康福祉センター
	大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	県北健康福祉センター
	足利市・佐野市	安足健康福祉センター
	宇都宮市	宇都宮市保健福祉総務課
(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護	宇都宮市以外	栃木県高齢対策課介護保険班
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	宇都宮市	宇都宮市保健福祉総務課

④平成24年度当初の特例

- ・平成24年度分の介護職員処遇改善交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等は、加算の算定要件を満たしたものとみなし、当該加算を支給します。
- ・この場合、各介護サービス事業者は、平成24年5月末日までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出してください。
- ・平成24年度分の介護職員処遇改善交付金の承認を受けていない介護サービス事業所等(新たに指定を受ける事業所等を含む。)については、平成24年4月から算定を受ける場合は、平成24年3月25日までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出してください。

⑤実績報告

- ・各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することが求められます。

[参考]届出書提出の例

- ◆例1:宇都宮市:訪問介護 足利市 :通所介護 那須烏山市 :介護老人福祉施設
を有する事業者が、一括して処遇改善計画書を作成する場合

サービス種別(所在市町)	提出先	添付書類
訪問介護(宇都宮市)	宇都宮市保健福祉総務課	・体制状況一覧表 ・加算届出書 ・処遇改善計画書 ・計画書添付書類
通所介護(足利市)	安足健康福祉センター	・体制状況一覧表 ・加算届出書 ・処遇改善計画書 ・計画書添付書類
介護老人福祉施設(那須烏山市)	栃木県高齢対策課	・体制状況一覧表 ・加算届出書 ・処遇改善計画書 ・計画書添付書類

- ◆例2:小山市:訪問介護、通所介護 小山市 :介護老人福祉施設
を有する事業者が、一括して処遇改善計画書を作成する場合

サービス種別(所在市町)	提出先	添付書類
訪問介護(小山市) 通所介護(小山市)	県南健康福祉センター	・体制状況一覧表 ・加算届出書 ・処遇改善計画書 ・計画書添付書類 ※書類は1部提出すればよい。
介護老人福祉施設(那須烏山市)	栃木県高齢対策課	・体制状況一覧表 ・加算届出書 ・処遇改善計画書 ・計画書添付書類

平成23年度 監査・実地指導等における指摘事項（居宅サービス）

No.	サービス種別	項目	事例及び指導内容（上段:事例、下段:指導内容）	根拠法令等
1	各サービス共通	職員の勤務体制について	併設事業所の職務に従事する場合において、サービス区分ごとの勤務実績を記録等により確認できないケースがあった。 サービス区分ごとの勤務時間を、曜日や時間帯などによって明確に分け、それぞれのサービスごとに必要な員数を満たしているかどうか管理を行うこと。	訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・通所介護: 基準省令第30条第1項 通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与/販売: 基準省令第101条第1項 特定施設: 基準省令第190条第1項
2	各サービス共通	計画的な研修の実施について	「従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない」とされているが、研修等の年間計画がなく、また、研修等に参加しても記録を残していない。 従業者の資質の向上を図るため、施設内勉強会を実施したり、外部研修に参加したりするなど、研修の機会を確保すること。 また、年間計画を作成し、計画的に研修に実施・参加することが望ましい。 なお、研修に参加した場合は、記録を残して供覧するなど、他の従業者に対しても習得した知識・技術の普及に努めること。	訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・通所介護: 基準省令第30条第3項 通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与/販売: 基準省令第101条第3項 特定施設: 基準省令第190条第3項
3	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画でサービスの所要時間が明らかになっていない。 訪問介護計画に提供するサービスの所要時間を記載すること。	基準省令第24条
4	訪問看護	訪問看護の評価について	「訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図るよう努める」とされているが、サービス提供の効果等について評価が行われていないケースがあった。 定期的に評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。	基準省令第67条第2項
5	通所介護	機能訓練指導員の配置について①	通所介護事業所において、機能訓練指導員を配置していないケースが見受けられた。 個別機能訓練加算を算定していない事業所においても、機能訓練指導員の配置は必須である。 通所介護事業所においては、機能訓練指導員を配置すること。看護職員が兼務する場合は、勤務状況を明確にすること。	居宅基準省令第93条第1項第四号 予防基準省令第97条第1項第四号
6	通所介護	機能訓練指導員の配置について②	機能訓練指導員の業務を看護職員が行っているが、機能訓練指導員としての兼務の位置付けがされていない事業所が見受けられた。 人員基準により機能訓練指導員の配置が1人以上必要であるので、看護職員が兼務する場合は、辞令を発令するなど機能訓練指導員としての兼務の位置付けを明確にすること。	基準省令第93条第1項

平成23年度 監査・実地指導等における指摘事項（居宅サービス）

No.	サービス種別	項目	事例及び指導内容（上段:事例、下段:指導内容）	根拠法令等
7	通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護	非常災害対策について	非常災害に関する具体的な計画がなく、避難訓練等も実施されていなかった。 非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、消防の指導のもと避難訓練や消火設備の点検などを確実に行うこと。	基準省令第103条
8	通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練を行い加算を算定するにあたっては、「開始時及びその3月ごとに1回以上、利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する」とされているが、利用者が説明を受けたことが確認できない、あるいは、その期間が3ヶ月を超えているケースが見られた。 少なくとも3ヶ月ごとに利用者に対して計画の内容を説明し、同意を得ること。また、説明し同意を得たことについては、文書で記録していること（サイン、押印、署名等が必要）。	報酬告示留意事項通知 第2の7(7) 「個別機能訓練加算について」(平成20年4月15日付け高対第11号)
9	通所介護	看護職員の人員欠如について	利用定員が11人以上の通所介護事業所において、看護職員の配置が人員基準を満たしていないケースがあった。 利用定員が11人以上の場合、サービス提供日に看護職員を1人以上配置する必要があり、月平均で1割を超えて不足する場合は、翌月分を減算することになるので、対象月において過誤調整を行うこと。	基準省令第93条第1項 平成18年4月改定関係Q&A(Vol. 5問1)
10	通所介護	生活相談員の配置	生活相談員が不在の日がある。 サービス提供時間帯を通じて生活相談員が1以上確保されるために必要な人員を配置すること。 (H24基準改正により、これまでの「単位ごと」から「サービス提供時間数に応じた」人員配置が可能となるので留意されたい。)	基準省令第93条第1項第一号 基準省令解釈通知1(1)③
11	通所介護	通所介護計画の作成について	通所介護計画に、提供するサービスの内容、目標の期間が記載されていないケースがあった。また、計画に記載された目標が、利用者の課題・ニーズに沿ったものとは言えない状況であった。 通所介護計画の作成の際には、適切な通所介護サービスが提供されるよう、必ず利用者へのアセスメントを行い、利用者本位の具体的な目標やサービス内容を記載すること。	基準省令第99条第1項
12	介護予防通所リハビリテーション	運動器機能向上計画について	運動器機能向上加算の算定にかかる運動器機能向上計画の短期目標が設定されていない事業所が見受けられた。 長期目標を達成するための短期目標を設定し、評価を行うこと。	報酬告示留意事項通知 第2の7(1)

平成23年度 監査・実地指導等における指摘事項（居宅サービス）

No.	サービス種別	項目	事例及び指導内容（上段:事例、下段:指導内容）	根拠法令等
13	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション計画の作成	<p>計画作成にあたり、利用開始から一定期間を利用者観察の期間として、その間は計画を作成せずにサービス提供を行っているケースが見られた。</p>	<p>基準省令第114条及び第115条</p>
			<p>利用開始前に、可能な限り利用者の心身の状況について把握に努め、計画を作成すること。また、この計画については、利用者等に対して内容を説明し同意を得たうえで、交付すること。 一定期間経過後に変更が必要な場合は、適宜修正を行うこと。 (リハビリテーションマネジメント加算を算定する場合は、計画原案を作成して、利用者又は家族に説明し、同意を得てからでないとい算定できないので注意すること)</p>	
14	通所リハビリテーション	従業者の員数	<p>通所リハビリテーションの営業日に、専らリハビリテーションの提供にあたる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)の勤務がない日があった。</p>	<p>基準省令第111条第1項</p>
			<p>通所リハビリテーションの単位ごと、かつ営業日ごとに、リハビリテーションの提供を行う時間帯を通じて、専従の理学療法士等を配置すること。 理学療法士等の不在日数が、月ごとの営業日に対し1割以上に及ぶ場合は、報酬減額(7割請求)の対象となるため、自己点検のうえ過誤調整を行うこと。</p>	
15	通所リハビリテーション	勤務体制の確保	<p>従業者の作業療法士と言語聴覚士が老人保健施設の業務を兼務しているが、勤務時間が明確に区分されていない。</p>	<p>基準省令第101条第1項</p>
			<p>当該作業療法士と言語聴覚士について、通所リハビリと老人保健施設とのそれぞれの勤務時間数を明確にし、必要な人員基準を満たしているかどうか管理を行うこと。</p>	
16	短期入所生活介護	送迎加算の算定について①	<p>短期入所生活介護の利用者の送迎について、通所リハビリテーションの利用者の送迎と一体的に、通所リハビリテーション事業所の従業者が行っている。</p>	<p>報酬告示別表8のイロ注8 介護報酬等に係るQ&A[平成15年版]vol.2</p>
			<p>短期入所の送迎加算については、利用者の心身の状況、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、原則として、送迎車により利用者の居宅まで個別に送迎する場合について算定されるものである。よって、事業者が画一的に時刻やルート等を定めて乗車させる場合は、算定できないので注意すること。 また、短期入所の利用者の送迎は、短期入所の従業者が行うこと。 (短期入所療養介護についても同様の扱い)</p>	
17	短期入所生活介護	送迎加算の算定について②	<p>短期入所生活介護の利用者の送迎記録は作成されているが、送迎の日時や運転者等の記載がなかった。</p>	<p>基準省令第19条</p>
			<p>送迎加算を算定するには根拠となる記録が必要であるため、送迎の日時や運転者等についても適切に記録し管理すること。 (短期入所療養介護についても同様の扱い)</p>	
18	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成について①	<p>概ね4日以上連続して利用する場合は「短期入所生活介護計画」を作成することとされているが、この計画が作成されていない事業所が多数見受けられる。</p>	<p>基準省令第129条第1項</p>
			<p>漫然かつ画一的なサービス提供とならないよう、提供の都度計画を作成すること。</p>	

平成23年度 監査・実地指導等における指摘事項（居宅サービス）

No.	サービス種別	項目	事例及び指導内容（上段:事例、下段:指導内容）	根拠法令等
19	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成について②	<p>計画作成はしているが、利用期間を設けず、利用の都度計画を作成していない（＝同じ計画を長期に亘って使用している）ケースがあった。</p> <p>月に4日以上の利用が複数回ある場合には、その都度計画を作成すること。 サービス担当者会議や本人・家族の意向を踏まえ、事業所として独自のアセスメントを行い計画を作成すること。また、漫然としたサービス提供とならないよう目標設定を行うこと。</p>	基準省令第129条第1項
19	短期入所生活介護 居宅介護支援	短期入所生活介護の30日を超える連続利用について	<p>長期利用（30日を超える連続利用、利用日数が要介護認定等の有効期間の半数を超える場合）のケースについて、保険者（市・町）の了解を得ておらず、また、利用が長期にわたる理由が短期入所生活介護計画及び居宅サービス計画に記載されていなかった。</p> <p>短期入所サービスの長期利用については、保険者である市・町の了解を得たうえで居宅サービス計画に位置付け、これに基づく短期入所生活介護計画によりサービス提供を行うこと。</p>	<p>基準省令第129条第1項</p> <p>「短期入所サービスの30日を超える連続利用について」（平成13年12月14日付け高対号外）</p>

【根拠法令】※表中の略称については以下を参照してください。

◇指定基準関係

■ 基準省令

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(H11.3.31厚生省令第37号)
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(H18.3.14厚生労働省令第35号)

■ 基準省令解釈通知

- ・ 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関する基準について (H11. 9. 17老企第25号)

◇介護報酬関係

■ 報酬告示

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第19号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H18.3.14厚生労働省告示第127号)

■ 報酬告示留意事項通知

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具・貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H12. 3. 1老企第36号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H18. 3. 17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

高対 11 号
平成 20 年 4 月 15 日

各指定通所介護事業所
各特定施設入居者生活介護事業所
各指定介護老人福祉施設
各居宅介護支援事業所

の管理者様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

指定通所介護事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所及び
指定介護老人福祉施設における個別機能訓練加算について

指定通所介護事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所及び指定介護老人福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）における個別機能訓練加算については、厚生労働省告示及び厚生労働省老健局企画課長通知で定められておりますが、加算の算定に関する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

1 加算を算定できる場合

(1) 加算算定の要件・手順

① 機能訓練指導員の配置

加算の算定に際し、「機能訓練指導員」の配置が必要となります。

通所介護事業所の場合は、少なくとも 1 日に 120 分以上専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士等）の配置することが必要です。（機能訓練指導員が配置されていない日は加算を算定できません。）

特定施設入居者生活介護事業所及び介護老人福祉施設の場合は、常勤専従の機能訓練指導員（理学療法士等）を 1 名以上配置することが必要です。

なお、機能訓練指導員の資格要件は、**理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師**となります。

② 個別機能訓練の必要性の検討・ケアプラン・通所介護計画への位置づけ

加算の算定に当たっては、始めにケアマネジャー（通所介護の場合は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー）及び通所介護事業所等の機能訓練指導員等の従業者が、サービス担当者会議やケアカンファレンスにおいて、当該利用者（入所者）の個別機能訓練の必要性について検討を行います。

なお、検討の結果を踏まえた個別機能訓練の必要性については、ケアプラン（居

宅サービス計画、特定施設サービス計画又は施設サービス計画)に記載する必要があります。通所介護の場合は、通所介護計画への位置づけも必要です。

③ 多職種共同による個別機能訓練計画書の作成

次に、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者(入所者)毎に個別機能訓練計画を作成します。(なお、多職種により検討を行った経過については、ケアカンファレンス記録等に記載をしてください。)

個別機能訓練計画の様式については、別添の参考様式を参考にして作成してください。(なお、参考様式でなくても加算を算定することは可能ですが、少なくとも以下の要件(項目)を備える必要があります。)

①利用者の解決すべき課題(現状) ②訓練目標 ③具体的な訓練計画(訓練の内容、実施頻度) ④訓練実施期間 ⑤評価(個別機能訓練の効果、実施方法等)

計画の作成に際しては、利用者(入所者)の身体機能の状況や希望等について、十分なアセスメントを行う必要があります。この際には“利用者をよく観察すること”が重要となります。すべての利用者について同じような計画は“個別機能訓練計画”とは認められません。

④ 個別機能訓練計画の利用者(入所者)への説明及びその記録

作成した個別機能訓練計画の内容については、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者(入所者)に対して説明をし、同意を得る必要があります。

説明し同意を得たことについては、文書で記録をしていること(サイン、押印、署名等)が必要です。

また、利用者(入所者又は家族)への説明は、開始時のみだけでなく3月ごとに行う必要があります。

⑤ 個別機能訓練の実施及びその評価

次に、個別機能訓練計画に基づき、計画的に個別的な機能訓練を実施する必要があります。集団的な機能訓練、生活リハビリ、単なるレクリエーションの実施のみでは加算要件に該当しません。(なお、機能訓練は、“利用者(入所者)の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練”とされています。)

個別的な機能訓練は、1対1で実施することが望ましいが、少数の集団により機能訓練指導員が個別に利用者の状態を把握できる範囲での機能訓練は「個別的な機能訓練」に含まれます。

なお、個別機能訓練の実施後は、少なくとも3月ごとに機能訓練の効果、実施方

法等について評価を行い、その内容について、次回の計画に反映させる必要があります。

⑥ 個別機能訓練加算に関する記録

能訓練を実施した場合には、その実施時間、訓練内容、その際の利用者（入所者）の心身の状況等について記録を行う必要があります。

また、個別機能訓練計画や機能訓練実施記録等については、利用者（入所者）毎に保管し、当該事業所（施設）の個別機能に関わる従業者が常に閲覧できる体制にする必要があります。

(2) 個別機能訓練計画の記載例

【記載例】

- ① 課題（現状） 『一人で歩いてトイレに行けない』原因：膝の痛み・筋力低下
- ② 訓練目標 『一人で歩いてトイレにいけるようになる』
- ③ 具体的訓練計画 「個別的訓練」
 - ◆訓練期間（平成20年4月～平成20年6月）
 - ・膝関節稼働域訓練 週2回（火・木）10分／1回
 - ・下肢筋トレ（ゴム運動） 週1回（水） 10分／1回
 - ◇訓練期間（平成20年7月～平成20年9月）
 - ・膝関節稼働域訓練 週1回（火） 10分／1回
 - ・歩行訓練（平行棒使用） 週1回（木） 5往復／1回
 - ・下肢筋トレ（ゴム運動） 週1回（水） 10分／1回
 - 訓練期間（平成20年10月～平成20年12月）
 - ・歩行訓練（廊下手すり使用） 週2回（火・木）10m／回
 - ・下肢筋トレ（ゴム運動） 週1回（水） 10分／1回
- 「集団的訓練」
 - ・ラジオ体操（午前）
 - ・リハビリ体操（午後）
- ④ 訓練期間
 - ◆『平成20年4月1日 ～ 平成20年6月30日』
 - ◇『平成20年7月1日 ～ 平成20年9月30日』
 - 『平成20年10月1日 ～ 平成20年12月31日』
- ⑤ 評価
 - ◆（～開始後3月）
『稼働域訓練により、下肢の動きがスムーズになってきた。ゴム運動については意欲的に取り組んでいるため、継続して実施する』→訓練計画の内容の継続・見直し
 - ◇（開始後4月～開始後6月）『稼働域訓練・下肢筋トレによ

り、下半身が安定してきた。平行棒を両手でつかんで歩行できるようになった。(5往復が目標だが、3往復程度。)左足の運びがやや難しい状況である。本人もストレスを感じているようだ。メンタル面に留意しながら、左足の稼働域訓練を重点的に実施する。』→訓練計画の内容の継続・見直し

■ (開始後9月～12月)

『廊下手すりを使用し15m歩けるようになった。トイレ誘導の際には、自分で歩いていけるようになった。ゴム運動は、下半身の安定に効果的である。引き続き歩行訓練を実施する。』→訓練計画の内容の継続・見直し

(3) 加算の算定要件を満たさない場合の取扱い

既に当該加算を算定している事業所(施設)において、加算算定要件を満たしていない場合には、早急に改善をしてください。なお、指導及び監査において、算定要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定していた場合には、報酬返還を求めることがあります。

また、特に「過誤調整が必要な場合」とされる状況にあてはまる場合については、自主点検の上、過誤調整を行うと共に、算定要件を満たすまで加算を算定できません。

なお、過誤調整を行った場合は、その理由、返還額及び改善状況を所管の広域健康福祉センター又は宇都宮市保健福祉総務課へ報告をして下さい。

◆ 過誤調整が必要な場合

- ・ 個別的な機能訓練が行われていない場合(集団訓練・生活リハビリのみの実施を含む)
- ・ 機能訓練指導員の配置がない場合(1(1)①で求める配置を満たさない場合)
- ・ 個別機能訓練計画そのものがない場合又はその内容が著しく個別性に欠ける場合
- ・ 個別機能訓練計画について、利用者(入所者)に対して説明し、同意を得ていない場合
- ・ 個別的な機能訓練を実施している記録がない場合

2 機能訓練について

基準省令において、「通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が…その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより…心身の機能の維持…を図るものでなければならない」とされています。

同様に、「特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、…日常生活上の世話、機能訓練…を行うことにより…入居者が当該指定特定施設においてその有

する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない”“指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、…入浴、排せつ、食事等の介護…機能訓練…を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない”とされています。

特に、指定介護老人福祉施設においては、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならないとされています。

従って、個別機能訓練加算を算定しない事業所（施設）においても、利用者（入所者）その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な機能訓練を実施する必要があります。

また、通所介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び介護老人福祉施設では、個別機能訓練加算の算定の有無の関わらず、機能訓練指導員の配置が基準省令において必要とされています。

3 個別機能訓練に関する告示等について

個別機能訓練に関する厚生労働省告示、通知等は以下のとおりです。

(1) 告示

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【平成12年厚生省令告示第19号】別表6通所介護費注7 別表10特定施設入居者生活介護注2
- ・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【平成12年厚生省告示第21号】別表1介護福祉施設サービス注7

(2) 通知

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【平成12年3月1日老企第36号】第二7通所介護(5)個別機能訓練加算の取扱い
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【平成12年3月8日老企第40号】第二4特定施設入居者生活介護(2)個別機能訓練加算について 第二5介護老人福祉施設サービス(10)個別機能訓練加算について

(3) Q & A

- ・ 平成18年4月改定Q & A (Vol.1) 問49 問50 問76 問77
- ・ 平成18年4月改正Q & A (Vol.3) 問15

高齢対策課介護保険班 TEL 028-623-3153 FAX 028-623-3925
--

高 対 号 外

平成13年12月14日

各市町村介護保険担当課長 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長



短期入所サービスの30日を超える連続利用について（通知）

平成14年1月からの支給限度基準額一本化に伴う短期入所サービスの30日を超える連続利用についての取扱いについては、平成13年8月29日付け厚生労働省老健局からの専務連絡のQ&Aのとおりであり、31日目以降については保険給付の対象としないのを原則とするので留意願います。

これは、ショートステイが制度本来の目的から外れ、実質的な入所と何ら変わらない事態となることを防止するとともに、保険給付による他のショートステイ希望者が利用できるようにするための措置であり、ケアマネジャーが作成するケアプランに、当初から連続30日を超えるショートステイを盛り込むことのないよう注意を喚起したものです。

ただし、緊急避難的に下記の事態で、ケアマネジャーが保険者である市町村の了解を得た場合に限り、31日目を全額自己負担とし32日目以降再度保険給付の対象とすることが出来るものであるので申し添えます。

また、ショートステイがケアプラン作成上の要介護認定等の有効期間の半数を超える場合の取扱いについても、同様に保険者である市町村の了解を前提とすることとするので留意願います。

なお、短期入所生活介護と短期入所療養介護を合わせて利用する場合の取扱いは、サービスの性質が異なることから、それぞれ別個の利用期間として取り扱われることとなるので申し添えます。

記

- 1 退所予定日において、被保険者の心身の状態が悪化しており、在宅に戻れる状態ではないと客観的に判断できる場合。
- 2 退所予定日において、在宅に戻った場合に介護をする者が急病等で介護できない場合。
- 3 退所予定日において、戻るべき自宅が火災等の災害を受け、あるいは同居する家族の葬儀等があり、在宅に戻れる状態ではない場合。

〔 高齢対策課介護保険班 〕
NW-TEL 500-3148

訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化に係るQ&A
(平成13年8月29日付け厚生労働省老健局事務連絡より抜粋)

【連続30日を超える短期入所の日数の扱い】

連続30日を超えて短期入所を行った実績がある場合、30日を超える利用日を短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。

(答) 連続30日を超えた利用日については介護保険対象の短期入所とはみなされず、保険給付の対象ともならないため、要介護認定期間の半数と比較する短期入所の利用日数には含めない。

【区分限度を超えて利用した短期入所の扱い】

区分限度を超えて短期入所を行った実績がある場合、短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。

(答)

区分支給限度基準額を超えて全額利用者負担で利用した短期入所の日数については、「要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認」欄において短期入所の利用日数には含めない。

限度内相当部分としての要介護認定期間の半数との比較に含める日数は以下の算式により算出する。

$$\text{短期入所サービスの区分支給限度基準内単位数} \div \text{短期入所の総単位数} \\ \times \text{短期入所の総利用日数 (小数点以下切り捨て)}$$

【要介護認定期間をまたがる連続利用】

二つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続利用日数が30日を超えた場合は報酬算定可能か。

(答)

二つの要介護認定期間をまたがる入所であっても、30日を超えて算定できない。

【同じサービス事業所で退所の翌日に入所した場合の扱い】

短期入所において、同一サービス事業所から退所した翌日入所した場合、算定日は連続しているが、連続入所とはみなさないと考えてよいか。

(答)

退所の翌日入所した場合は、連続して入所しているものとしてあつかう。

【短期入所サービスの連続入所について】

A事業所で短期入所サービスを利用し、その後1日以上の間を空けずに他事業所へ移り短期入所サービスを利用した場合は、連続利用とみなすのか。

(答)

他事業所へ移動した場合も連続利用とみなす。ただし、短期入所生活介護から短期入所療養介護へ移動した場合(その逆も含む)は、連続利用とはみなさない。

「働きながら資格を取得できる」

平成24年度栃木県介護雇用プログラムのお知らせ



介護職員基礎研修またはホームヘルパー2級を目指す

離職失業者等を雇用する受託事業者を募集！！

平成24年度介護人材育成雇用促進（介護雇用プログラム）事業の受託を希望する福祉・介護事業者を募集します。本事業は、受託者となる福祉・介護事業者が離職失業者等を雇用し、雇用された方が働きながらホームヘルパーの資格を取得する際の雇用経費と資格取得に要する経費について県が支援を行うものです。

■募集期間 平成24年2月13日から同年8月31日まで（随時、受け付けます。）

なお、雇用契約を開始する1ヶ月前までに計画書を提出してください。

※応募状況等によっては、募集期間が変更されることがあります。

■離職失業者等の雇用期間 1年以内（雇用期間は平成25年3月31日までです。）

■新規雇用計画人数 1事業者 5名まで

■申込方法

介護人材育成雇用促進（介護雇用プログラム）事業実施要領で定める「事業計画書」及び「同明細」（県ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記載し、下記（高齢対策課または障害福祉課）宛てにお送りください。

〔県ホームページ〕

検索はこちらから

平成24年度 介護人材育成雇用促進事業

検索

■お問合せ・申込先 〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

〔事業全般に関すること〕 栃木県保健福祉部 保健福祉課 人材育成担当 028-623-3152

〔申込み等に関すること〕 高齢対策課 介護保険班 028-623-3149

障害福祉課 施設福祉担当 028-623-3059

<事業の流れ>

- ①事業者が県に事業計画書を提出 ⇒ ②県が委託予定事業者を決定 ⇒ ③委託予定事業者が求人し雇用内定
⇒ ④県と委託予定事業者が契約締結 ⇒ ⑤委託事業者が雇用開始 ⇒ ⑥委託事業者が養成施設へ正式入学申込
⇒ ⑦委託事業者が県へ実績報告

※平成24年度当初予算事業のため、予算成立後に正式実施となりますので御了承ください。

Q & A

Q1 雇用する対象者（離職失業者等）の条件を教えてください？

A1 福祉・介護施設で就業の意思のある失業者（労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない方をいいます。ただし、ハローワークへの求職申込の有無は問いません。）の方です。

このほか、事業を廃業した自営業主又はその家族従業者であった方、高等学校等を卒業した未就職者等の失業者の方も対象となります。フリーターや主婦の方も、現に求職中であれば対象となります。

Q2 介護関係の有資格者も対象となりますか？

A2 ホームヘルパーの資格を有していながら福祉・介護分野に就職していない、いわゆる潜在的有資格者は対象となります。

ただし、現在有している資格よりも上位の資格取得を目指す場合に限りです。また、職業訓練など国等の助成金を受けて資格を取得した有資格者の方は対象外です。

Q3 対象者との雇用契約手続はどのように行えばよいですか？

A3 事業者の規定に従い、通常通り契約を行っていただければ結構です。雇用形態は、常勤雇用でお願いします。ただし、雇用契約の際に、雇入通知書に賞与、退職手当等が発生しないことを明示し、通知してください。

Q4 月ごと又は週ごとの勤務日数、就労時間に上限又は下限はありますか？

A4 週40時間を超えないように設定することのほかに、就労時間の制限はありません。

Q5 有期雇用契約期間終了後は継続雇用しなくてもよいですか？

A5 有期雇用契約期間が終了した労働者に対しては、正規職員としての雇用契約の締結に努めてください。

【参考】介護保険制度における介護従事者の資格

〈国家資格〉

介護福祉士

〈上級レベル〉

サービス提供責任者

介護職員基礎研修

主任介護職員

訪問介護員（常勤）等

〈中級レベル〉

サービス提供責任者

ホームヘルパー1級

〈初級レベル〉

訪問介護員（新人）等

ホームヘルパー2級

